

DLT 活用促進に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、株式会社 長谷川萬治商店（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、建築物木材利用促進協定を締結する。

1 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2 建築物木材利用促進構想

（1）構想の内容

木ダボ接合積層材 DLT は、歩留まりの高さや接着剤が不要といった特長から、環境負荷の低減やカーボンニュートラルに大きく寄与できることから、多摩産材をはじめとする国産木材を用いた DLT 技術の活用により、建築物の木造・木質化推進や応急仮設木造住宅等の災害対応体制構築を図ることで、地域産業の活性化と共に SDGs の達成に貢献する。

（2）構想達成に向けた取組の内容

ア DLT は簡易な製造設備で生産が可能であることから、中小規模事業者でも地域材を活かした供給体制を構築することで、生産規模を問わず多摩地域の木材産業全体の活性化に寄与する。

イ 甲は、乙と連携して DLT の特徴を積極的に PR し、建築物の床・壁・天井等への活用を促進することにより、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大を図る。

ウ 甲は、令和 6 年能登半島地震被災地の石川県珠洲市における、箱型ユニットにした DLT を用いた工法による建築実績等の知見を踏まえ、東京都近郊における国産木材を用いた応急仮設木造住宅の建設・資材供給等の体制整備等、迅速な災害対応体制の構築に努める。

エ 甲は、多摩産材を主に利用した DLT について、その流通過程を明示可能なトレーサビリティの仕組みの構築、ストーリー性の高いマーケティングを行い、製品の付加価値向上を図ることで、多摩地域の川上側への利益還元に寄与することを目指す。

オ 甲は、木造住宅のオリジナルブランドである「木育の家」、「So-Cal House」、「Resort & GARAGE」においては、多摩産材をはじめとする国産木材を積極的に利用する。

3 甲の構想を達成するための乙による支援

乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して情報提供や甲の取組の周知・広報に関する協力等を行う。

4 構想の対象区域

東京都内

5 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の日の 1 か月前までに、甲から更新する旨の書面による申出があれば、本協定の有効期間を期間満了の日から 5 年を超えない範囲において更新できるものとし、以降も同様とする。

6 その他

(1) 実施状況の報告

甲は、構想の達成に向けた取組の実施状況を毎年 1 回報告するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。また、「東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用（平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号）」4（6）の①から③までのいずれかの事由に該当することとなった場合は、協定を解除することができるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 年 12 月 25 日

甲 東京都江東区富岡 2 丁目 11 番 6 号

株式会社 長谷川萬治商店 代表取締役 長谷川泰治

乙 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都知事 小池 百合子